



2021年8月24日

各位

会社名 株式会社ブレインパッド
代表者名 代表取締役社長 草野 隆史
(コード番号: 3655 東証第一部)
問合せ先 取締役 石川 耕
(TEL. 03-6721-7701)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年8月24日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年9月29日開催の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役会の監督機能・監督体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンス体制の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。
- (2) 現行定款第40条において、監査役の責任免除の規定を定めておりますが、同規定の削除後も、削除前の監査役の行為について責任免除が可能であることを明確にするため、監査役の責任免除に関する経過措置を附則として新設するものであります。
- (3) 上記の各変更に伴う字句の修正、条数の整備等の所要の変更およびその他の条文の必要な整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

| | |
|-----------------|-------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2021年9月29日(水)(予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 2021年9月29日(水)(予定) |

以上

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任及び解任) 第 20 条 (省略) 2. (省略) (新設) 3. (省略) 4. (省略) (新設) (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 (2) 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名並びに取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法) 第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 (省略)</p> | <p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は 10 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</p> <p>(取締役の選任及び解任) 第 20 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> 4. (項数繰下げ、現行どおり) 5. (項数繰下げ、現行どおり) 6. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 7. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. 増員又は補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、他の在任取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期の満了する時までとする。 4. <u>退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。 2. 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名並びに取締役副社長若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (削除) (削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 24 条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(取締役会規程) 第 26 条 (省略)</p> <p>(取締役会議事録) 第 27 条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(取締役の報酬等) 第 28 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。))は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 29 条 (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第 30 条 <u>当会社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数) 第 31 条 <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任) 第 32 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第 33 条 <u>監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第 34 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(常勤監査役) 第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から、常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第 38 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程) 第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> | <p>(取締役会規程) 第 25 条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 26 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。))は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p>(削除)</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、<u>監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令に定める範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第41条～第43条 (省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第45条～第48条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第28条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第32条～第34条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第36条～第39条 (条数繰上げ、現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、2021年9月29日開催の第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>2021年9月29日開催の第18回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p> |
|--|--|

以上